伊勢崎市指令　第　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　様

伊勢崎市長　　　　　　　　　　　印

地方就職支援事業費補助金交付決定通知書

　　　年　月　日付けで申請のあった伊勢崎市地方就職支援事業費補助金の交付については、次のとおり決定したので、伊勢崎市地方就職支援事業費補助金交付要綱第６条の規定により、通知します。

１　交付決定額　　　　　　　　　　　　　円

２　交付条件等

⑴　次の事項に該当することになった場合は、伊勢崎市地方就職支援事業費補助金交付要綱第８

条の規定により、伊勢崎市地方就職支援事業費補助金の全額又は半額の返還を請求します。

ア　全額の返還

　　　　・虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

　　　　・申請日から１年以内に本市に転入しなかった場合（ただし、申請時に既に本市に住民票がある場合を除く）

　　　　・申請日から１年以内に要件を満たす就業先への就業を行わなかった場合

　　　　・就業日から１年以内に要件を満たす職を辞した場合（ただし、退職日から３か月以内に群馬県内の別企業に就職する場合を除く）

　　　　・本市への転入日から３年未満に市外へ転出したとき。

イ　半額の返還

　　　　・本市への転入日から３年以上５年以内に市外へ転出したとき。